

熊本県企業立地関連基盤整備事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、企業立地を促進し、もって雇用機会の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展と県民生活の向上に寄与するため、企業立地に関連する基盤整備事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、「工場等用地」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号。以下「標準産業分類」という。）に掲げる製造業の用に供する施設の用地
- (2) 標準産業分類に掲げるソフトウェア業の用に供する施設の用地
- (3) 標準産業分類に掲げる自然科学研究所の用に供する施設の用地
- (4) 県の誘致企業が設置するもので、総合保養地域整備法（昭和62年6月9日法律第71号）第2条第1項第1号から第4号まで（同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区のうち、知事が特に促進を図る必要があると認める地区においては、第8号まで）に掲げる特定民間施設（知事が地域の振興上特に必要と認めた施設を含む）の用地

(補助対象事業)

第3条 企業立地関連基盤整備事業費補助金の交付の対象となる事業は、工場等用地周辺の次の事業とする。

- (1) 道路及び橋りょうの新設、改良又は舗装事業
- (2) 用排水施設の新設又は改良事業
- (3) 地質、地盤、揚水等調査事業
- (4) その他知事が必要と認めた事業

(他制度との調整)

第4条 前条に規定する事業で、国が行う補助制度に基づく措置と、この要項に基づく措置が重複して適用される場合においては、国庫補助制度が優先されるものとする。

(補助率及び限度額)

第5条 補助率は、第3条に規定する事業に要する経費のうち、市町村負担額の2分の1以内とし、1億円を限度とする。ただし、限度額については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項に基づく添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 予算議決書の写し
- (4) 実施設計書

3 第1項の申請書の提出部数は、1部とする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容変更（軽微なものを除く。）で実施箇所、構造、規模、工法等の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記

第7号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金を概算払又は前金払により受けようとするときは、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 第3条に掲げる補助対象事業に係る財産の処分については、減価償却資産の耐用年数(昭和40年大蔵省令第15号)を経過した日以後でなければ処分することができない。

(証拠書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は5年とする。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年10月17日から施行する。

熊本県企業立地関連基盤整備事業費補助金交付要項取扱要領

1 第3条関係

各号の補助対象事業については、原則として市町村が管理するものとして、次の補助要件を満たすものとする。なお、市町村が企業から負担金を徴収する場合は、当該負担金を除いた部分を補助対象とする。

(1) 道路及び橋りょうの新設、改良又は舗装事業について

原則として、維持修繕事業、災害復旧事業及び国庫補助の対象となる事業は対象外とする。ただし、緊急を要するものであって、予算枠の制約等により、時期的に対処し得ない場合は補助対象とする。

(2) 用排水施設の新設又は改良事業について

取水、貯水及び導水施設並びに排水施設（道路整備事業によるものを除く。）を整備する場合とする。

(3) 地質、地盤、揚水等調査事業について

地耐力調査に要する経費及び地下水調査のための掘削、揚水、水質試験等に要する経費とする。

2 第5条関係

知事が特に必要と認めるときとは、地方公共団体等（地方公共団体の出資又は出捐の額が当該法人における出資又は出捐の総額の50%以上に当たる法人を含む。）が、工業用水の取得又は工業団地の造成を行う場合に、市町村が要項第3条に定める事業を実施する場合をいう。

3 第6条関係

(1) 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請前にあらかじめ企業立地関連基盤整備事業について、基礎資料を添えて知事と事前協議するものとする。

(2) 提出する書類は、企業立地課へ1部とする。

熊本県企業立地関連基盤整備事業費補助金（総合保養地域分）取扱要領

1 第2条関係

(4)中、知事が特に促進を図る必要があると認める地区については、天草海洋リゾート基地建設構想に定める重点整備地区のうち、本渡五和地区とする。

2 第5条関係

総合保養地域分にかかる補助金については、原則として一団地あたり通年で一億円を限度とする。